

キリスト教解禁への道程

—山口藩の長崎浦上宗徒預りの顛末—

石 川 卓 美

1 維新と宗教改革

防長の天地は約4世紀の昔、ザビエル聖人が足をとどめてキリストの福音を伝え、それを受け入れた歴史的風土である。明治維新の変革によって、因習久しく幕藩制に結びついていた社寺および宗教界は急激な転機を迎え、キリスト教にも決定的な機会が到来した。神社は幕府はこれを国教的に扱ったものの、特定の伝統に立つ小数を除き、大部分の神社は神仏習合的祭祀を営み、仏教に対しむしろ従属的な面が多かった。仏教諸宗は、切支丹宗禁制の徹底を理由とする寺請け制によって、寺檀関係を制度化して有力であった。

しかし、わが国の古典研究、国学の発達に伴って復古神道が興り、幕末の尊攘運動と結合し、維新とともに新政府の政治理念にとけこみ、天皇を核とする神道の国教化政策が進んだ。

2 キリスト教禁制と浦上宗徒処分

政府は新政の初めに宣教使を置き、神道の宣布に手をつけたが、それは一つには切支丹宗対策からであった。安政の条約締結以来、外国人の内地居留とともに、その信教の自由が認められると、国民のうちにひそかに切支丹宗を信奉する者があり、長崎の浦上村は殊にはなほだしかった。浦上にはその昔から「かくれ宗徒」があつて祖先以来の信仰を持続し、寛政・天保のころ露頭して弾圧された。安政以降はいつそう信者がふえ、慶応元

年にフランス宣教師プティジャン (B. T. Petitjean) が大浦天主堂を建てたことから、信仰がさらによみがえった。これに対する幕府の弾圧はついに外交問題化した。その解決がつかないうちに幕府は瓦解し、明治の新政を迎えた。

祭政一致を政治理念とする政府は、旧幕府の方針をついで外教を厳禁し明治元年4月、外国公使団の抗議にもかかわらず、浦上宗徒の処分断行を決定し、参与木戸孝允を長崎に派遣した。木戸は長崎において、九州鎮撫総督沢宣嘉と協議し、宗徒のうちおもな者を捕えて在所を追放し、山口藩および津和野・福山の3藩に預付することを宣告した。これは中心人物を遠地に分散隔離して改宗の手をつくし、その家族や一般宗徒にもこれを及ぼそうとしたのである。防長の地は幕政初期の寛永年間、島原の乱によって荒廃した島原・天草地方に、幕命によって出百姓を送ったことがあるが禁教の終末期に当たって、逆にその地方の宗徒を迎えるのは奇しき因縁でもある。

3 山口藩の浦上宗徒預り

太政官の命によって山口藩に預付されたのは男子ばかり66人で、明治元年5月21日加賀国の蒸気船で赤間関港に送りつけられた。藩府はこれを受けて6月2日に阿武郡萩の海上沖合、流人島の大島に「異宗徒御預り所」を設けて収容し、宗徒はこの地方一帯の代官杉梅太郎(民治)が管轄し、小野石齋(述信)を教諭掛にして、「人事を尽し教諭致し良民に立ち戻り候よう」に、もっぱら神道を説き聞かせ、信仰を棄てて神道に向かうように改心を図った。隣国石見の津和野藩は、藩主亀井氏が神祇官副知事であり、藩士の福羽美静が同権判事である関係から、同藩の神道による教諭状況を調べるため、小野石齋は津和野に出張した。大島は交通に不便な孤島のため教諭が行き届かないから、7月には本土の萩旧城下、堀内の寄組士清水美作屋敷のあき家に全員を移した。

ついで8月には小野石斎のほか、防府天満宮祠官の尾古主計（重伴）室積村早長八幡宮祠官の潮見清柄の2人を教諭掛に起用した。小野は11月に政府に召し出され、太政官内に設けられた教導局に出仕して教導の調査に当たり、後に宣教権判官になった。

宗徒らは改心すれば赦免せられ、家族の待つ郷里に送還されようと期待して、まもなく過半の44人が改心し、1年後の2年5月には死亡3人、脱走4人を除く全員が改心した。異郷の暮らしに耐えかねて死亡した者は、萩郊外の鶴江台の藩有御立山の端に埋葬したが、改心した者は神葬し、そうでなければ宗教儀式によらず仮埋葬した（後年堀内の岩国藩邸跡に改葬）改心した者は月代をそり行水して身を浄め、大島では同所の八幡宮、堀内では春日神社境内の八幡宮に参拝して神酒・洗米をいただき、改心と神道に入る起請文に署名血判させた。彼らは郷里の父母妻子を恋い、赦免送還の日を待ちわびて哀切な歎願書を出した。

起請文之事

私共おろかなる者にて、何のわきまへもなくふらんす人や親共よりの伝にて、切支丹宗門の外に後世を助かり候道ハ無きものとのみ心得候て、むかしよりの御法度とハ存ながらひそかに信向仕居候へハ、誠ニ重罪人にて命助かる道ハ絶て無之候処、勿体なくも御上様の御慈悲を以、此御国へ参り候ハ無此上身ノ仕合にて、日々の御養ひを戴き、時々御しきせにて暑さ寒さを凌ぎ、猶其上ニ神様之御道をねんごろに御説聞被下候故、切支丹宗門之悪しき事を相分り、今生後世身楽しく御守被下候神様の御恩の程をも相弁へ、誠ニ有難く安心、眞之道に基き改心仕候儀、少しも相違無御座候、然上ハ家内之者ハ申ニ及ばず、孫子の末まで御申聞之通一心に神様を敬ひ、御上を尊ひ、御高札の御掟ニ背す五倫の道相守可申候。私共去夏以来道々改心候所、此度改而血判仕候様との事畏奉り、神様へ掛テ御請申上候儀、偽ニ候ハ恐多くも天にまします神様、地にまします神様、別てハ浦上村の生土八幡宮の御罰を蒙り奉るヘシ。仍て起請文如件

明治式巳五月

浦上村山里郷字江原

儀 吉 (血判)

乍恐以書付奉願上候事

- 一、私共ふらんす人之宗しへまよい信心致居申候処、去五月より当御国之御上様ニ預け置れ、無不足御あてかいニ相成難有仕合奉存候、乍其上小野様より節々御せつとく申きかせられ、日本之神道之難有事相わかり去六月四拾老人之者改心致居申候処、乍其上潮見様尾古様御兩人參レ難有御せつとく申きかせられ、残り者共弥難有事相わかり、一統改心致候処、其上ニ神道之難有御ほんもんよみきかせられ、いよいよ改心ニおよひ候、此上は国元江御返し被下候は家内者ハ不申及、親類兄弟ほうばい迄も神道之難有事申きかせ、ほんしんニ立返るよう申きかせ、左候へハ国元江御返し被下候ても立返る者ハ無御座候、なにとぞ御上様之以御じひを御返し被下候様ひとゑに御願申上候。
- 一、御上様江私共是迄やつくわいニ相成此上ハ国元江御返し被下候得ハ、私共より浦上之者共江難有事申きかせ本しんに立返らせ候様致無間違候。
- 一、浦上之者、是迄神道之難有御ほんもんを一人もきゝをよひものは無是候ゆへ、此節当御国之御せつとく様を長崎表江御引越被下候様御願申上候得は、国元之者も大ニたつかりニ相成候。
- 一、老人者有是候得ハ、当なつ中もしのき兼候ゆへ、御以じひ国元江御返し被下候様ひとゑに御願申上候。以上

巳五月

長崎浦上村百姓

改心者共中

御上様 御役人衆中様

起請文や歎願書は教諭掛の指導によって文体をまとめたものかも知れないが、教諭掛もその心情を憐れんで添願し、藩府もこれを政府に上申したが、その許可はなかった。それは浦上にはなお信仰を棄てない家族その他が多数に居り、預付の者が改心したといっても、帰郷すると旧に復する懸念がある上に、元年に処分のとき、(1)中心人物を遠国に隔離(第1次預付)し、(2)一般の宗徒は外国公使団の抗議をも考慮し、漸を追って処分する方針であったからである。従って政府はこの方針をかえず、第2次の処分を執行する時機とみて、2年10月に残る宗徒3,000余人を一網打尽に

捕え、山口藩をふくむ金沢藩以下18藩に預付することを決定した。これに対し英・米・仏・独4国公使の抗議が繰り返されたが押しきった。

山口藩では改心者が赦免されず、さらに追加預付されることは、今後の教諭にも困難があり、また、このころ藩内に兵制改革に端を発するいわゆる脱隊事件が起こっており、そのうえに厄介な異宗徒の浦上村民を抱えることに当惑したが、政府の方針により長崎では諸藩に送り出しの準備を進めている事情を知り、やむなく受け入れることにした。

覚

浦上村異宗之者御引渡高貳百九拾八人

内四拾九人 当節差送り高

貳百四拾九人 追而差送り高

昨辰年五月御引渡申候浦上村異宗之もの家族共別紙之通今般其御藩江御引渡申候。最前太政官御達面より人員過上いたし候得共既ニ其家主昨年御預ケ相成居候上は家族之者引分他所江差送り候訳ニも至り兼、右之情実ハ使之ものより巨細御聞取可被下候。右乗船来月朔日頃当港出帆為致、下ノ関において御引渡申候ニ付、右船着岸之頃合御見計、受取之役人並警固之もの等無遅滞同所江御差出置可被成候、此段及御懸合候。以上

十一月十三日

長崎県知事

山口藩知事殿

同 参事殿

山口藩に割り当ての人数は298人とされたが、実際には減って234人となり、3年1月に筑前福岡藩まで送りつけて待機中の宗徒を、3月に同藩から受けとり、赤間関を経て海路を同月28日萩に連行し、用意中の堀内の岩国藩邸内のあき家に収容した。長い道中や船中の旅の間に、11人ほど死亡し、妊婦は3人ほど出産し、現実に山口藩に受け入れた人数は、男子92人女子134人、合計226人であった。この一行は浦上村の本原郷の字平^{あざ}の市蔵

と、その祖母・母・弟妹および妻子の家族9人をはじめ、里郷・中野郷・竹の久保・淵村などの者であった。市蔵はさきに預付されていた66人のうちに正三郎という者があり、その息子であった。村内の部落ぐるめ、家族ぐるめに捕えられたのであろうし、大部分がさきに預付された者の留守家族であったから、男女ともに小児・幼少・老人が多く、壮年の者が106人に対し、初生児をこめて10歳までが53人、10歳代が50人、50歳以上が17人であった。

4 預付宗徒の取扱い

山口藩府は事情を憐れみ、家族関係の者は清水屋敷に収容中の第1次の者との対面を許した。宗徒の教諭は前と同じく教諭掛がもっぱら神道を説いたが、キリスト教の教義を知るため、第2次の者が福岡藩に滞留中、同藩に取り上げられた書籍に、聖教初学・ムセイ新論・ゴムセヤ・トガノゾク・オラッシュなどがあったから、同藩に引き渡しを求めたが手に入らなかったため、新約聖書・旧約聖書8冊を購入して参考にした。収容所は第1次を清水屋敷、第2次を岩国藩邸として区別したが、取扱いは第1次の例によって、その出入りは番人が取り締まり、衣服は男女老幼とも、夏はひとえもの単物、冬は綿入れ1枚あて、厳寒の時はさらに綿入れはんぷく半服を加え、夜具は人別にふとん1枚あて、かやは改心者にだけ貸し渡した。男女および改心・非改心によって居室を別にし、男子10歳以下は女子と雑居させ、改心者のうちから世話役を選んだ。

食事は人別に米5合、副食は代銭70文とし、改心者で労働に従事すれば米1合5勺を加えた。一般にたき出しまかないとしたが、第1次の改心者で第2次の家族と家庭的に自炊することは認めた。病人は担当の医者を選定して治療を受けさせ、改心者は賃もうけに適當の労働につかせ、近接村落の農作業に出稼ぎを許し、賃銀によって衣服の自弁も自由とした。そのころ、厚狭郡の小野田開作の工事中であったから、4年6月には改心者のう

ち28人を出稼ぎに送った。藩内には同情者もあって、2年10月ごろ預付者に頼まれて郷里の家族に出す手紙を持ち運び、長崎で捕えられた者があった。教諭には以前から関係した尾古・潮見の2人のほか、野村八十八および田布施村八尋石八幡宮祠官の岡村機一郎の2人が加わり、その説得によって改心を誓い神道に入った者が半数以上あり、また、固く信仰を守って改心しなかった者や、拒否して脱走（4人）した者があり、異郷の寒暑に耐えないで死亡した者も多かった。第1次・第2次の預付者合計292人のうち、24人が死亡し、輸送途中の死亡11人を加えると35人に達した。

5 禁教の撤廃と郷里送還

浦上の宗徒の異郷での苦難の生活が続くうちに、外国公使団からは強い抗議があり、また、岩倉具視らが明治4年11月勅旨を受けて条約改正の下交渉のため欧米諸国に出張してみると、至るところでわが国のキリスト教迫害を非難され、キリスト教を禁制している限り、条約改正はとうてい不可能であることを悟った。大使一行の報告によって政府の方針も緩和し、廃藩置県後の5年3月、太政官布告によって改心した者は本籍送還を許された。これによって山口県では同年4月に、預付者のうち男女162人を、沿道の県を順送りにして浦上に送還した。

ついで6年2月に至り、政府はさらに太政官布告によって禁教の高札は「……從來高札面ノ儀ハ一般熟知ノ事ニ付キ向後取除キ可申事」として、その撤去を布達し、翌3月には旧藩以来17県に残留している宗徒1,938人をすべて赦免して本籍に送還した。布告にいう高札の撤去は必ずしもキリスト教の公認という意味ではないとしても、浦上宗徒の赦免などによって政府が開明政策を示し、信教の自由を認めたと受けとめられた。ともあれ、豊臣秀吉の「伴天連追放令」に始まり、徳川幕府によって一そう嚴重にされた禁教が、封建支配の解体とともに消滅した。このようにして山口県に残留の男子38人、女子64人、合計102人は、死者の墳墓を鶴江台に残

して、同年4月に長崎の荒廢した郷里に帰還し、元年以來、山口藩一県の前後6年にわたる余儀ない異宗徒預りの終わりを告げた。

〔預付人数報告書〕

一、御預り異宗徒六拾三人

但慶応四戊辰之年御預ケ相成候分

一、同式百三拾老人

但明治三庚午年増御預ケ相成候分

一、出生之者五人

但内四人壬申四月廿九日復籍已前に出生之分

惣人員三百二人

内

三拾五人 死亡

但内三拾三人壬申四月廿九日復籍已前死亡之分

三人

但右壬申四月廿九日復籍同脱走之分

百六拾式人

但去壬申二月御布告之後悔悟本籍復歸願出候者同四月廿九日長崎県江送還
之分

合式百人減

現今残人員百式人

右之通先般御達之趣を以御預ケ異宗徒現今人員御届仕候也

明治六年四月

史官御中

〔太政官に送還届案〕

兼而当県江御預相成居候長崎県下浦上村異宗徒百二名之者共先般御沙汰之趣を以去月十日当地発足陸路通行同廿二日長崎到着直様彼県庁江曳渡候段守護之者帰県申出候付、此段御届仕候也

(五月七日仕出濟)

〔長崎県人員受取書〕

嘗御預ケ被置候当県下異宗徒今般太政官御布令ニ因リ惣計人員百貳名御差送相成
リ正ニ請取申候、此段及御回報候也

明治六年四月廿三日

長崎県権参事 横山貞秀

山口県令参事御中

6 県下キリスト教のよみがえり

維新の変革とともに、永い間の鎖国の禁教が解かれると、山口県下にも再び信教の芽生えがあった。幕末にペリーが浦賀に来航した年に、山口の郊外吉敷村の武士の家に生まれた沢山馬之進は、維新戦にも参加したが、風雲がおさまると、かねて洋学研究の志により明治3年神戸に行つて米人宣教師グリーン (D. C. Greene) について学ぶうちに入信し、グリーン家の家庭礼拝にも参加した。5年に渡米して学ぶ間に、将来は日本においてキリスト教の伝道に生涯を捧げることを決心し、使徒ポーロの名を慕つて馬之進の名を保羅と改めた。10年に帰朝すると、大阪の浪華教会の創立に加わつて牧師に就任し、新島襄らとともに明治初期の教界の開拓者になった。同じく吉敷村出身の服部章蔵は、維新後東京の一致神学校で学び、のち海軍兵学寮の教官になったが、熱烈にキリスト教を信仰した。12年に帰郷すると、山口に聖書講義所を開いて一石を投じ、また、下関・宮市・岩国などに伝道した。山口には15年に至つて教会が設けられ、下関では服部は同志とともに英語学校を開き、かつキリスト教の講義を行ない、翌年には赤間関基督教会の設立となつてしだいに発展した。浦上の教徒が苦難の跡をとどめた萩には、22年にフランス人ビリオン (P. A. Villion) 神父が来て伝道に励み、殉教遺跡を顕彰するなどして教界を開拓した。

付 記

この小稿は去年の秋ごろに大綱をまとめたが、私はそのころ山口県から発行すべ

き「山口県政史」（上・下2巻）の執筆を依頼されて、一部分を分担したから、同書にその大要を述べた。ここにはさらに手を加え、若干の史料を引用して概要を明らかにした。依拠の基本史料は、当時の山口藩庁の綴込記録の「異宗徒御預一件」（3冊）であって、現今山口県文書館の「毛利家文庫」に架蔵されているから、その紹介を兼ねたものである。本稿に引用の史料はもちろん上掲書に収められている。

(1971.9.10)